

『速旅 飛越能レンタカー周遊プラン（駅レンタカー）』 利用規約

＜周遊エリア内乗り放題コース用＞

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）と富山県道路公社が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める JR 西日本レンタカー&リースが運営する駅レンタカー新高岡営業所でレンタカー代金の支払いに利用できるレンタカー利用補助券 1500 円分と飛越能経済観光都市懇談会（以下「懇談会」といいます）が発行するユネスコ5大祭常設展示館等周遊得トクチケット（以下「得トクチケット」といいます）（以下これらを総称し「レンタカー利用補助券等」といいます）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社、富山県道路公社、懇談会及び JR 西日本レンタカー&リースが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 能越道通行券 本プランにより能越自動車道（高岡インターチェンジから福岡インターチェンジ）を通行する際に福岡本線料金所で使用する富山県道路公社が発行した通行券をいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、平成30年4月3日（火）から平成30年11月30日（金）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、レンタカー利用補助券等は本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に交換することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）

2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ及び出口インターチェンジの通行日時をもって行います。ただし富山県道路公社福岡インターチェンジから高岡インターチェンジの区間は福岡本線料金所の通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申し込みは、JR 西日本レンタカー&リースの定める方法（WEB：<http://www.ekiren.com/>、電話：0088-24-4190）によりレンタカーを予約した後に、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用日の前日までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

2 予約したレンタカーの代金の支払いは店頭払いとしてください。店頭払いとしなかった場合はレンタカー利用補助券がご利用いただけません。

3 レンタカー利用補助券等の料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

4 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

5 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

6 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。

7 申込確認書は必ず印刷し、お客さまのご署名の上、利用日に駅レンタカー新高岡営業所（富山県高岡市下黒田 1863 - 1）窓口へ持参ください。

8 第16条1項、2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

9 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一日のお申し込みはできません。

10 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

11 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、JR 西日本レンタカー&リースの定める方法によりレンタカーの予約を変更した後に、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

（レンタカー利用補助券等の交換）

第8条 申込者は利用日の利用時間内に申込確認書に定める駅レンタカー新高岡営業所の窓口にて申込確認書を提出するとともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人の確認ができ次第、レンタカー利用補助券をレンタカー代金の支払いに利用及び得トクチケット・能越道通行券と交換することができます。

2 身分証明書の提示を行わず本人の確認ができなかった場合は、申込確認書の提出があってもレンタカー利用補助券の利用及び得トクチケット・能越道通行券と交換することはできません。

3 申込確認書を紛失した場合は、その旨を申込確認書に定める発券窓口にお申し出て、係員の案内に従ってください。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表3に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

5 能越自動車道福岡本線料金所は第2項から第4項の規定にかかわらず、料金所係員に能越道通行券を提示してください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とレンタカー利用補助券等を分けて請求いたします。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 レンタカー利用補助券でのお支払いと割引サービスの併用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入又は出ロインターチェンジを流出したとき。

四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき。

五 周遊通行以外の通行を行ったとき。

六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

七 能越道通行券の提示を行わなかったとき、または通行券面に記載された有効期限外や車両番号が通行した車両と一致しなかったとき。（この場合は福岡本線料金所で当該車種の料金を現金でお支払いいただきます）

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること。

二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 お申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

(交換の制限)

第15条 次の各号の一に該当するときはレンタカー利用補助券等への交換をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

三 駅レンタカー新高岡営業所への予約がなく、かつレンタカーの貸し出しができないとき。

四 駅レンタカー新高岡営業所でレンタカー代金を支払う以外のサービスやプランを利用したとき

五 有効な運転免許証を所持していない等のJR西日本レンタカー&リースが定める規定によりレンタカーの貸し出しができないとき。

(解約等)

第16条 本プランのお申し込み者は、レンタカー利用補助券等への交換する前又は利用日の最初の入口インターチェンジを通過する前のいずれか早い方まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、JR西日本レンタカー&リースに解約を行ったのちに当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はレンタカー利用補助券等のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 周遊通行を行わなかった場合、かつ、第8条に定めるレンタカー利用補助券等の交換をしなかった場合は、高速定額利用とレンタカー利用補助券等とも遡って解約がされたものとします。

二 周遊通行を行わなかった場合、かつ、レンタカー利用補助券等の交換をした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。

3 周遊通行を行った場合は、レンタカー利用補助券等の交換の有無にかかわらず、レンタカー利用補助券等の料金の払戻しをいたしません（当社又は駅レンタカー新高岡営業所の臨時休業等の事情による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所にJR西日本レンタカー&リースからレンタカー補助券等を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申し出の有効期間は利用日から6か月間、配送されたレンタカー利用補助券の有効期間は3ヶ月とします

4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金とレンタカー利用補助券等の料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

5 本条に規定する解約の手数料は高速定額利用については不要ですが、レンタカー予約にかかる部分は必要となる場合があります。JR西日本レンタカー&リースとのレンタカー予約時の定めによりJR西日本レンタカー&リースに直接お支払ください。なお当該解約手数料のお支払いにレンタカー利用補助券はご利用いただけません。

（個人情報の保護）

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第8条に定める方法によりレンタカー利用補助券の交換のための手続に必要な範囲内で JR 西日本レンタカー&リース、高岡市、富山県道路公社に対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（規約の変更）

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：利用が可能な対象施設及び内容

対象施設	対象商品・サービス
レンタカー利用補助券	駅レンタカー新高岡営業所でレンタカーを行う際に、その支払のうち1500円分を充当できます
飛越能ユネスコ5大祭常設展示館等周遊得トクチケット (大人1名又は大人2名)	ユネスコ無形文化遺産に登録された飛越能地域の山・鉾・屋台行事等の常設展示館など5施設に入館可能なチケット ＜対象施設＞ ・高山祭屋台会館（岐阜県高山市） ・飛騨古川まつり会館（岐阜県飛騨市） ・高岡御車山会館（富山県高岡市） ・城端曳山会館（富山県南砺市） ・花嫁のれん館（石川県七尾市）
特典	富山 WEST とくとかーボン

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	施設の利用日 (注 1)	
						利用日	利用時間
レンタカー利 用補助券付き (2 日間) (大人 1 名)	なし	A	5,000 円 (内訳) 高速定額利用分 2,500 円 施設の利用 2,500 円	4,500 円 (内訳) 高速定額利用分 2,000 円 施設の利用 2,500 円	お客さま が指定す る 2 日間	左 記 の 利 用 日 内	8 時から 20 時 (駅レンタカー新 高岡営業所)
レンタカー利 用補助券付き (2 日間) (大人 2 名)	なし	A	6,000 円 (内訳) 高速定額利用分 2,500 円 施設の利用 3,500 円	5,500 円 (内訳) 高速定額利用分 2,000 円 施設の利用 3,500 円	お客さま が指定す る 2 日間	左 記 の 利 用 日 内	8 時から 20 時 (駅レンタカー新 高岡営業所)
レンタカー利 用補助券付き (3 日間) (大人 1 名)	なし	A	5,500 円 (内訳) 高速定額利用分 3,000 円 施設の利用 2,500 円	4,900 円 (内訳) 高速定額利用分 2,400 円 施設の利用 2,500 円	お客さま が指定す る 3 日間	左 記 の 利 用 日 内	8 時から 20 時 (駅レンタカー新 高岡営業所)
レンタカー利 用補助券付き (3 日間) (大人 2 名)	なし	A	6,500 円 (内訳) 高速定額利用分 3,000 円 施設の利用 3,500 円	5,900 円 (内訳) 高速定額利用分 2,400 円 施設の利用 3,500 円	お客さま が指定す る 3 日間	左 記 の 利 用 日 内	8 時から 20 時 (駅レンタカー新 高岡営業所)

注1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 3 : 高速定額利用 (周遊エリア)

番号	区間名
A	北陸道自動車道 (金沢森本インターチェンジ～富山インターチェンジ) 東海北陸自動車道 (飛騨清見インターチェンジ～小矢部砺波ジャンクション) 能越自動車道 (小矢部砺波ジャンクション～高岡インターチェンジ)

車両番号00-00

飛越能レンタカードライブプラン

飛越能エリア高速道路乗り放題 2日券
能越自動車道 普・軽

福岡本線料金所通行券

平成30年 月 日～ 月 日



富山県道路公社

Toyama Prefectural Road Public Corporation